

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が 充てられる社会保障施策に要する経費について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分（社会保障財源化分）については、その用途が社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

松前町の令和5年度一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

地方消費税交付金 160,860千円 （うち社会保障財源化分91,461千円）

社会保障経費その他社会保障施策に要する経費

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国道支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	1,015,790	332,799	7,700	8,443	86,632	580,216
〔 社会福祉総務費 〕	(621,373)	(316,429)	(7,700)	(4,722)	(38,002)	(254,520)
〔 社会福祉施設費 〕	(3,101)			(0)	(403)	(2,698)
〔 老人福祉費 〕	(391,316)	(16,370)		(3,721)	(48,227)	(322,998)
児童福祉	145,568	91,786	12,400	4,211	4,829	32,342
〔 児童福祉総務費 〕	(117,141)	(68,234)	(12,400)	(4,211)	(4,196)	(28,100)
〔 児童措置費 〕	(28,427)	(23,552)			(633)	(4,242)
合 計	1,161,358	424,585	20,100	12,654	91,461	612,558

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じ按分して充当しています。